

D 0 1 4 自己抗体検査	<p>数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略) ハ 5項目以上 469点</p>		<p>数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略) ハ 5項目以上 460点</p>
<p>【注の見直し】</p>	<p>注 本区分の9から12まで及び16(抗ARS抗体に限る。)に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</p>	→	<p>注 本区分の9から14まで及び17に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</p>
D 0 1 7 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	<p>(追加)</p>	→	<p>注 同一検体について当該検査と区分番号D 0 0 2に掲げる尿沈渣(鏡検法)又は区分番号D 0 0 2-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。</p>
D 0 2 5 基本的検体検査実施料(1日につき)	<p>【注の見直し】</p> <p>注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ～ヲ (略) ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応、リウマトイド因子(RF)半定量及びリウマトイド因子(RF)定量</p>	→	<p>注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ～ヲ (略) ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応及びリウマトイド因子(RF)定量</p>